

## 環境基本計画点検小委員会の設置について

## 1. 趣旨

環境基本計画の点検の機動的かつ効果的な実施を図るため、「中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下、「議事運営規則」という。)」第8条に基づき、総合政策部会の下に小委員会を設け、総合政策部会による点検を補佐するものとする。

## 2. 小委員会の任務

点検小委員会は、総合政策部会を補佐するため、環境基本計画の点検に関する事務のうち主として個別の分野の点検に関する審議を行う。

## 3. 小委員会設置の利点

- 少人数制による議論の深化、関係省庁等との対話を促進する。
- PDCA サイクルを確立するために十分な審議回数を確保することが可能となる。
- 総合政策部会の審議を、国民に分かりやすい総合政策部会ならではの総合的な評価等にも注力することが可能となる。

## 4. 小委員会のメンバー

総合政策部会の委員及び臨時委員から選ばれた15名以内の委員により構成する。

小委員会の委員長及び委員は、議事運営規則に基づき、総合政策部会長が指名する。

## 5. その他

総合政策部会による点検を補佐する位置付けであることに鑑み、「小委員会の決議を部会長の同意を得て部会の決議とする」旨の規定は設けないこととする。

分野ごとの専門性を補完する観点から、審議を行う分野に応じて必要な委員長は、小委員会委員以外の総合政策部会委員又は臨時委員に対し、参考人として小委員会への出席を求めることができるものとする。の追加的な出席を求めることができるものとする。

その他小委員会の運営に関し必要な事項は、「中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について(平成13年4月23日総合政策部会長決定)」に従うものとする。

# 「環境基本計画点検小委員会」の役割イメージ

